

# 令和8年度台湾におけるインフルエンサーを活用した岡山県産果物情報発信 委託業務に係る企画提案書審査要領

## 1 目的

この要領は、標記委託業務の応募者から、委託候補者の選定に必要な事項を定める。

## 2 審査方法

- (1) 審査員は次の者とし、対外戦略推進室長を審査員長とする。  
対外戦略推進室室長、総括参事及び室員
- (2) 審査は、3に定める項目による書類審査とする。
- (3) 書類審査は各企画提案参加者から提出された企画提案書及び見積書に基づき、各審査員が評価を行い、審査員全員の評価点の合計が最も高かった者を委託候補者として選定する。なお、最も多くの点を得た案が複数ある場合は、審査員長の裁定により決定する。

## 3 審査項目等

審査項目	審査内容	配点
1 取組方針	業務の趣旨を理解した提案内容になっているか。	15点
2 情報発信能力 企画力	ア 選定したインフルエンサーは、効果的な情報発信が期待できる者となっているか。 イ 提案内容は、実施効果と業務量が期待できる魅力的なものか。	30点 (各15点)
3 業務遂行 能力	ア 業務を遂行するため必要十分な専門的知識を有しているか。 イ これまでに類似事業の実績を有し、確実に履行可能な信頼性はあるか。 ウ 提案内容を確実に履行可能な業務実施体制（人員配置・役割分担等）であるか。	45点 (各15点)
4 見積額	見積書の積算内容は妥当であるか。	10点
合計		100点